

## 基準金利適用住宅工事の概要

次の ~ のいずれかの工事を行うものをいいます。

工事の詳しい内容については、「融資のご案内」に同封されている住宅改良工事適合証明書の該当する工事の付表をご覧ください。

### バリアフリー住宅工事

次の ~ のいずれかの工事を行うことにより、改良後の住宅が ~ のすべてに適合することが必要です。

段差の解消(高齢者等の寝室のある階に限る。)

通行幅の確保(78cm以上、柱が出ている部分は75cm以上)

出入口幅の確保(75cm以上、浴室の出入口幅は60cm以上)

適切な寸法の階段

(勾配 22/21、踏面 19.5cm かつ 55cm 踏面+けあげ×2 65cm)

ホームエレベーターが設置される場合については、階段の基準は適用されません。

浴室及び住宅内の階段に手すりを設置

浴室広さの確保

短辺内法 130(120)cm以上、面積 2.0(1.8)m<sup>2</sup>以上(( )内は一戸建ての住宅以外の住宅の場合)

高齢者の寝室は、便所と同一階に配置

### 省エネルギー住宅工事

地域区分に応じて指定された断熱性能を満たす工事(断熱工事)を行います。

断熱工事、開口部工事を行う範囲は以下のとおりです。

工事種別		断熱工事		開口部工事		
		屋根又は天井	外壁・床(土間床などの外周部を含む)	居室と建具で区画された玄関	浴室・便所	、 以外の開口部
増改築工事	増改築部分					
	既存部分		×	×	×	
修繕工事のみ	既存部分		×	×	×	

地域区分が 、 地域の場合、適用されません。